



市民のひろば

◆履ります◆

- *室内用すべり台 *
- *都市ガス用風呂がま *
- *団地用網戸 (3枚)
- *子供机 *ガスオープン *
- *下駄箱 *電気ガま *
- *ダブルベッド ◆
- ◆置ってください◆
- *二段ベッド *
- *電気オルガン *
- *欵びん (商工課)

募集

手賀沼児童保育室指導員募集

▶ **仕事の内容** 下校後の小学生と一緒に遊んでくださる方を募集します。できれば30歳以下の若い方を希望しています。性別は問いません。

▶ **募集人数** 1名

▶ **勤務時間** 小学校下校時から午後6時まで

▶ **問い合わせ** 海老塚☎82-5082 (夜間のみ)

古文書解説講座

昭和54年度第2回「古文書解説講座」を開催します。

▶ **日時** 2月16日・23日・3月1日・8日・15日(毎週土曜日)午後1時30分から3時30分まで。

▶ **場所** 中央公民館

▶ **定員** 40名

▶ **講師** 笹田蔵之助氏

▶ **テキスト** 根戸、川村家文書、延命寺文書など市文書より

▶ **申込み** 2月1日から電話で申込んでください。初めての方もどうぞご参加ください。

☎85-2481市史綱さん室

千葉県老人大学校学生募集

▶ **応募資格** 県内に住む60歳以上(大正9年4月1日以前生まれ)の方

▶ **募集期間** 2月1日から2月20日

▶ **入学案内書の交付** 東葛飾庁社会福祉課、松戸市小根本7 ☎0473 (61) 2111

▶ **問い合わせ** 千葉県社会部老人福祉課☎0472 (23) 2343

中小企業経営管理者短期研修

▶ **日程** 2月13・20・21日、3月6・7・11日(計6日間)

▶ **対象** 県内中小企業の経営者、中堅管理者と管理実務担当者

▶ **定員** 30名

▶ **受講料** 5233円

▶ **会場** 千葉県中小企業指導情報センター

▶ **申込み** 千葉県経営合理化協会 ☎0472 (41) 1414、(42) 2129 (定員になりしだい締切) (商工課)

職業訓練生募集

県立我孫子高等技術専門学校では次のとおり4月生を募集します。

◎ **機械科**

- *募集人員 30名
- *訓練期間 2年

◎ **機械製図科**

- *募集人員 若干名
- *訓練期間 1年

▶ **募集期間** 昭和55年1月21日から2月2日まで。ただし機械製図科については3月末まで

▶ **問い合わせ** 千葉県立我孫子高等技術専門学校☎0471 (84) 6411 (商工課)

市民親子スキー教室

▶ **日時** 3月9日(日)日帰り

▶ **場所** 日光湯頂山スキー場(往復バス使用)

▶ **応募資格** 小学校4年生から中学2年生まで(親子に限る)

▶ **募集人員** 40名

▶ **会費** 2600円(1人)貸スキー、昼食代などは各自負担

▶ **受付** 2月10日(日)10時から先着順(応募多数の場合は抽選)

▶ **連絡先** 渡辺昭☎82-1730

▶ **主催** 我孫子スキークラブ

▶ **後援** 我孫子市教育委員会

バレーボール愛好者募集

市内在住者でバレーボールを愛好する学生・一般男女を募集します。

▶ **練習日** 毎週土曜日、午後7時30分から9時30分まで

▶ **場所** 我孫子中学校体育館

▶ **主催** 我孫子市バレーボール連盟

▶ **連絡先** 我孫子122 千葉裕 ☎84-1132

将棋同好会入会を

最近市内でも将棋が大変盛んになってきました。同好会では初心者の方の指導のほか、月2回の定例将棋大会を開き日頃の腕を競い合っています。

また県内の各大会を始め全国大会に出場する大きな試合もあり、タイトルを取得することも夢ではありません。将棋に熱意のある人の入会をお待ちします。

▶ **連絡先** 金子☎82-3394 (文化連盟将棋同好会)

お知らせ

交通規制のお知らせ

朝夕の混雑緩和と交通事故防止のため、国道356号線から市道布佐・青山線に通じる道路(図参照)が矢印の方向へ一方通行になりました。*市道布佐・青山線から国道356号線に通りぬける場合は、県道千葉・竜ヶ崎線などをご利用ください。

道路が凍結

スリップ事故をなくそう

道路が凍り、スリップ事故や衝突事故が起りやすい時期です。次のことに注意しましょう。

- 車の点検整備を励行
- 特にブレーキの片ざき、ウィンディワイパーの作動不良、タイヤ空気圧の不均衡など事故のもとです。
- スピードは常に控え目に
- スピードは落とし、慎重な運転に心がけなければなりません。凍った道路やめれた道路は摩擦力が極度に低下しているため急停止はできず、車輪をロックすると方向性を失い、思いもよらぬ所で事故を起してしまいます。
- スノータイヤやタイヤチェーンを使用しましょう。
- 雪が凍った道路ではスノータイヤやタイヤチェーンを使用しましょう。
- ※マイカーを利用してスキー場へ行く方はより一層の注意が必要です。出発前に交通情報をよく聞いて道路状況を確認しましょう。

世界農業センサス

世界農業センサスは、農林業統計のオリンピックです。10年に1度FAO(国際連合食糧農業機関)が世界の加盟各国によびかけて、ついでに農林業の調査をすることになっています。これは、世界の食糧生産の実情をほぼ同じ時期にとらえて、人類の平和と幸福とに役立てたいという世界の人の願いをみだそうとする理想から出発したものです。わが国も昭和27年に「経済統計に関する国際条約」に参加して、国際協力のこの大仕事を毎国立派になしとげてきました。わが国は戦後3回(昭和25年、35年、45年)の世界農業センサスを行いました。そのたびに輝かしい成果をおさめてきましたので、世界の各国から賞賛と信頼をかちえています。

今回の世界農業センサスも、わたしたちの先達が築いた立派な成果に劣らない、いやもつとすばらしい成績をおさめたいものです。皆さんのご協力をお願いします。

我孫子市史資料

「湖北村誌」を一般頒布

我孫子市史資料集として、60年前の大正九年に日湖北村役場から刊行され、当時高く評価された「湖北村誌」(菅井敬之助著、中野治房校閲)の複製版を2月1日に刊行します。「湖北村誌」は、我孫子市史の研究上、とくに日湖北地域の歴史を探るにはカガセぬ必読の郷土誌です。頒布先は市民会館内市史綱さん室、一部1500円です。問い合わせは市史綱さん室へ。☎85-2481



探鳥会

◎ **手賀沼カウントと探鳥会**

▶ **期日** 2月3日(日)雨天中止

▶ **集合** 市役所 午前9時

◎ **菅生沼探鳥会**

▶ **期日** 2月17日(日)雨天中止

▶ **集合** 天王台駅取札口、午前8時30分

自家用車便乗ですから、便乗の方は会費として1000円負担していただきます。自動車準備のため予約が必要です。参加希望の方は申し込んでください。

▶ **申込先** 松本克博、我孫子市白山1-24☎82-1047

*探鳥会はだれでも気軽に参加できます。野鳥に興味のある方は、自由に参加してください。(野鳥を守る会)

明るい話題

▶ **井手口魁後援会さきかけ会の皆さん**から田子福祉会へ20万円、心身障害者福祉会へ10万円、手をつなぐ親の会へ5万円の寄付がありました。

▶ **ライオンズクラブの皆さん**から手をつなぐ親の会へ2万円の寄付がありました。

▶ **沖本清三さん**(県戸1087)から田子家庭の皆さんに10万円の寄付

年金相談

▶ **日時** 2月21日(木) 午前10時から11時30分、午後1時から3時

▶ **場所** 布佐支所

▶ **相談員** 社会保険事務所専門官、社会保険労務士

がありました。

▶ **我孫子童歌/ブテスト教会、サムエル幼稚園**からひまわり園に、6523円の寄付がありました。

▶ **関東車両整備(株)** 我孫子事業所から社会福祉に2220円の寄付がありました。

▶ **高野山小学校の上田豪君と佳奈ちゃん**(阿発戸121~13)から社会福祉に、お年玉をためた1万円の寄付がありました。

▶ **豊島タクミー(下ヶ戸100)**から毛布10枚と1万2950円の寄付がありました。

▶ **若色和夫さん(並木8-15-2)**から思えない子供のためにトランシーバーの寄贈がありました。

〈ボランティア〉

▶ **定例会** 2月1日(金)10時から12時、我孫子駅前行政連絡所

▶ **望屋荘奉仕活動** 2月15日(金)

▶ **鏡寿園奉仕活動** 2月21日(木)

▶ **問い合わせ** 外山☎82-2911

市政ガイド

(85)1313

テレホンサービス

(84)0001

消防

1 金	ボランティア定例会=我孫子駅前行政連絡所 10:00~13:00
2 土	酒肴相談=商工会館9:00~11:00
3 日	日曜当番医=テレホンサービス 休日救急歯科診療日=9:00~12:00 探鳥会=手賀沼カウント、市役所9:00集合
4 月	心配ごと相談=商工会館9:00~15:00 つつし荘休館日 育児相談=布佐支所9:00~11:00
5 火	法律相談=市民相談室9:00~15:00
6 水	育児相談=中津上青年館9:00~11:00 水道料金納入期限(預金口座振替日) 消費者苦情相談=市民相談室10:00~15:00
7 木	年金相談=市民相談室10:00~11:30、13:00~15:00
8 金	育児相談=湖北台市民センター9:00~11:00 不動産相談=市民相談室10:00~15:00
9 土	
10 日	日曜当番医=テレホンサービス 休日救急歯科診療日=9:00~12:00
11 月	つつし荘休館日 日曜当番医=テレホンサービス 休日救急歯科診療日=9:00~12:00
12 火	つつし荘休館日
13 水	つつし荘休館日 育児相談=我孫子青年館9:00~11:00 消費者苦情相談=市民相談室10:00~15:00
14 木	育児相談=東急アビレシヤ集会室9:00~11:00
15 金	
16 土	

育児相談は、従来の方法を
変更して、午後はありません
ので注意してください。

市民カレンダー
2月前期

特集

ばのひるの税

私たちが豊かな生活を送り、住み良い町をつくるために、税金はいろいろなところで使われています。社会福祉、公立学校の建設、道路、住宅、そして下水道やゴミの処理など...

確定申告はお早めに

二月十六日から三月十五日

所得税

いよいよ申告の時期にまじり、税金は国や市にとつて最も大切な財源です。市民のみならず一人ひとりの正しい申告と納税が、明るい町をつくりましょ。

所得税の確定申告をする人
所得税とは、個人が一年間に得た所得に応じてかかる税金です。所得税の確定申告をしなくてはならない人は...

①給与を、か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入額と給与所得と退職所得以外の各種の所得金額との合計額が二十万円をこえる人。
②家事従事者や外国の在日公務員に勤務する人などで、給与の支払を受ける際に所得税を源泉徴収されたこととなっている人。
③同族会社の役員やその親族などで、給与のほかに、貸付金の利息、店舗・工場などの賃料、機



械・器具の使用料などの支払いを受けている人。
④確定申告をしなくてもよい人
でも、雑控除や医療費控除、住宅取得控除などを受けられる人は、確定申告すると税金の還付を受けられます。
⑤前年確定申告をした人には申告書から自動的に振替納税がなされるので、納税額に見合ふ預金の準備をしておくください。
今年、新たに確定申告をする人は、税務署、または市役所課課に申告書や手引をなげようとして

市・県民税
市県民税の申告をする人
今年一月一日現在、我孫子市に居住し、昨年一月から十月までに所得があった人、今年一月一日現在我孫子市に事業所や事務所あるいは支店を設けている人。
①給与所得者は普通、申告を必要としませんが、次に該当する人は申告してください。
②勤務先から市民税、県民税が差し引かれていない方、または給与支払報告書が提出されない人(日雇いやパートなどを働いている人)。
③給与所得のほかに地代や家賃、配当、総合課税の利子所得など給与以外の所得があった人。
④雑損控除や医療費控除を受けようとする人。
ただし、五十四年分所得税の申告書を税務署に提出した方は、市民税・県民税の申告は必要ありません。所得の無い人、少い人について

贈与税
贈与税は、人から財産をもらったり、もらった人にかかる税金です。
贈与税は、一月一日から十二月三十一日の一年間にもたらした財産の価値から六万円を引いた残りにかかります。つまり、六十万円を超えたら、贈与税がかかります。
また、金銭のやりとりで親の土地を子供に譲り渡し、株式の内容もすべて異なるものは、申告の内容によっても異なる場合があります。
①印紙
②収入明細の関係帳簿など
③源泉徴収票
④必要経費のわかる書類など
⑤所得から差し引かれる控除額
⑥生命保険の支払明書
⑦国民健康保険、国民年金の証明書(市役所にあります)
市・県民税の申告書から、市・県民税の申告書は、市役所課課に提出してください。

贈与税は、人から財産をもらったり、もらった人にかかる税金です。
贈与税は、一月一日から十二月三十一日の一年間にもたらした財産の価値から六万円を引いた残りにかかります。つまり、六十万円を超えたら、贈与税がかかります。
また、金銭のやりとりで親の土地を子供に譲り渡し、株式の内容もすべて異なるものは、申告の内容によっても異なる場合があります。
①印紙
②収入明細の関係帳簿など
③源泉徴収票
④必要経費のわかる書類など
⑤所得から差し引かれる控除額
⑥生命保険の支払明書
⑦国民健康保険、国民年金の証明書(市役所にあります)
市・県民税の申告書から、市・県民税の申告書は、市役所課課に提出してください。

松戸税務署
資産税からのお願い
所得税の確定申告書は、「一般用」と「分離課税用」を使用しますので、必ず確認してから提出してください。
「譲渡内容」についての「お母様」もあわせて提出してください。譲渡が次のような場合には、所得税の確定申告書は、「一般用」と「分離課税用」を使用しますので、必ず確認してから提出してください。
①取得用等により資産を譲渡した場合
②取得用等により資産を譲渡した場合
③取得用等により資産を譲渡した場合
④取得用等により資産を譲渡した場合
⑤取得用等により資産を譲渡した場合
⑥取得用等により資産を譲渡した場合
⑦取得用等により資産を譲渡した場合
⑧取得用等により資産を譲渡した場合
⑨取得用等により資産を譲渡した場合
⑩取得用等により資産を譲渡した場合

申告のとき
持参するもの
所得または市・県民税の申告書と、同時に持参するものは、申告の内容によっても異なる場合があります。
①印紙
②収入明細の関係帳簿など
③源泉徴収票
④必要経費のわかる書類など
⑤所得から差し引かれる控除額
⑥生命保険の支払明書
⑦国民健康保険、国民年金の証明書(市役所にあります)
市・県民税の申告書から、市・県民税の申告書は、市役所課課に提出してください。

申告の問い合わせは
確定申告の書き方などわからないときは、松戸税務署へ問い合わせください。
☎0473-631-1171
市・県民税の申告書から、市・県民税の申告書は、市役所課課に提出してください。

納税は振替納税で
納税は便利に振替納税をおすすめします。振替納税の申込み方法は、税務署、銀行、信用金庫などでおこなってください。
前年確定申告をした人には申告書から自動的に振替納税がなされるので、納税額に見合ふ預金の準備をしておくください。
今年、新たに確定申告をする人は、税務署、または市役所課課に申告書や手引をなげようとして

市・県民税
市県民税の申告をする人
今年一月一日現在、我孫子市に居住し、昨年一月から十月までに所得があった人、今年一月一日現在我孫子市に事業所や事務所あるいは支店を設けている人。
①給与所得者は普通、申告を必要としませんが、次に該当する人は申告してください。
②勤務先から市民税、県民税が差し引かれていない方、または給与支払報告書が提出されない人(日雇いやパートなどを働いている人)。
③給与所得のほかに地代や家賃、配当、総合課税の利子所得など給与以外の所得があった人。
④雑損控除や医療費控除を受けようとする人。
ただし、五十四年分所得税の申告書を税務署に提出した方は、市民税・県民税の申告は必要ありません。所得の無い人、少い人について

贈与税
贈与税は、人から財産をもらったり、もらった人にかかる税金です。
贈与税は、一月一日から十二月三十一日の一年間にもたらした財産の価値から六万円を引いた残りにかかります。つまり、六十万円を超えたら、贈与税がかかります。
また、金銭のやりとりで親の土地を子供に譲り渡し、株式の内容もすべて異なるものは、申告の内容によっても異なる場合があります。
①印紙
②収入明細の関係帳簿など
③源泉徴収票
④必要経費のわかる書類など
⑤所得から差し引かれる控除額
⑥生命保険の支払明書
⑦国民健康保険、国民年金の証明書(市役所にあります)
市・県民税の申告書から、市・県民税の申告書は、市役所課課に提出してください。

松戸税務署
資産税からのお願い
所得税の確定申告書は、「一般用」と「分離課税用」を使用しますので、必ず確認してから提出してください。
「譲渡内容」についての「お母様」もあわせて提出してください。譲渡が次のような場合には、所得税の確定申告書は、「一般用」と「分離課税用」を使用しますので、必ず確認してから提出してください。
①取得用等により資産を譲渡した場合
②取得用等により資産を譲渡した場合
③取得用等により資産を譲渡した場合
④取得用等により資産を譲渡した場合
⑤取得用等により資産を譲渡した場合
⑥取得用等により資産を譲渡した場合
⑦取得用等により資産を譲渡した場合
⑧取得用等により資産を譲渡した場合
⑨取得用等により資産を譲渡した場合
⑩取得用等により資産を譲渡した場合

申告のとき
持参するもの
所得または市・県民税の申告書と、同時に持参するものは、申告の内容によっても異なる場合があります。
①印紙
②収入明細の関係帳簿など
③源泉徴収票
④必要経費のわかる書類など
⑤所得から差し引かれる控除額
⑥生命保険の支払明書
⑦国民健康保険、国民年金の証明書(市役所にあります)
市・県民税の申告書から、市・県民税の申告書は、市役所課課に提出してください。

申告の問い合わせは
確定申告の書き方などわからないときは、松戸税務署へ問い合わせください。
☎0473-631-1171
市・県民税の申告書から、市・県民税の申告書は、市役所課課に提出してください。

申告の問い合わせは
確定申告の書き方などわからないときは、松戸税務署へ問い合わせください。
☎0473-631-1171
市・県民税の申告書から、市・県民税の申告書は、市役所課課に提出してください。

申告の問い合わせは
確定申告の書き方などわからないときは、松戸税務署へ問い合わせください。
☎0473-631-1171
市・県民税の申告書から、市・県民税の申告書は、市役所課課に提出してください。

所得税
いよいよ申告の時期にまじり、税金は国や市にとつて最も大切な財源です。市民のみならず一人ひとりの正しい申告と納税が、明るい町をつくりましょ。

市・県民税
市県民税の申告をする人
今年一月一日現在、我孫子市に居住し、昨年一月から十月までに所得があった人、今年一月一日現在我孫子市に事業所や事務所あるいは支店を設けている人。

贈与税
贈与税は、人から財産をもらったり、もらった人にかかる税金です。
贈与税は、一月一日から十二月三十一日の一年間にもたらした財産の価値から六万円を引いた残りにかかります。つまり、六十万円を超えたら、贈与税がかかります。

松戸税務署
資産税からのお願い
所得税の確定申告書は、「一般用」と「分離課税用」を使用しますので、必ず確認してから提出してください。

申告のとき
持参するもの
所得または市・県民税の申告書と、同時に持参するものは、申告の内容によっても異なる場合があります。

申告の問い合わせは
確定申告の書き方などわからないときは、松戸税務署へ問い合わせください。

申告の問い合わせは
確定申告の書き方などわからないときは、松戸税務署へ問い合わせください。

申告の問い合わせは
確定申告の書き方などわからないときは、松戸税務署へ問い合わせください。

